

標茶町強靱化計画

令和3年2月

標茶町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	地域防災計画と強靱化計画	3
第2章	標茶町強靱化の基本的考え方	
1	標茶町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	8
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3	評価の実施手順	10
4	評価結果	10
第4章	標茶町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	19
2	施策推進の指標となる目標値の設定	19
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	19
4	推進事業の設定	20
	【標茶町強靱化のための施策プログラム一覧】	21
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	33
2	計画の推進方法	33
【別表】	標茶町強靱化のための推進事業一覧	34

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、標茶町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

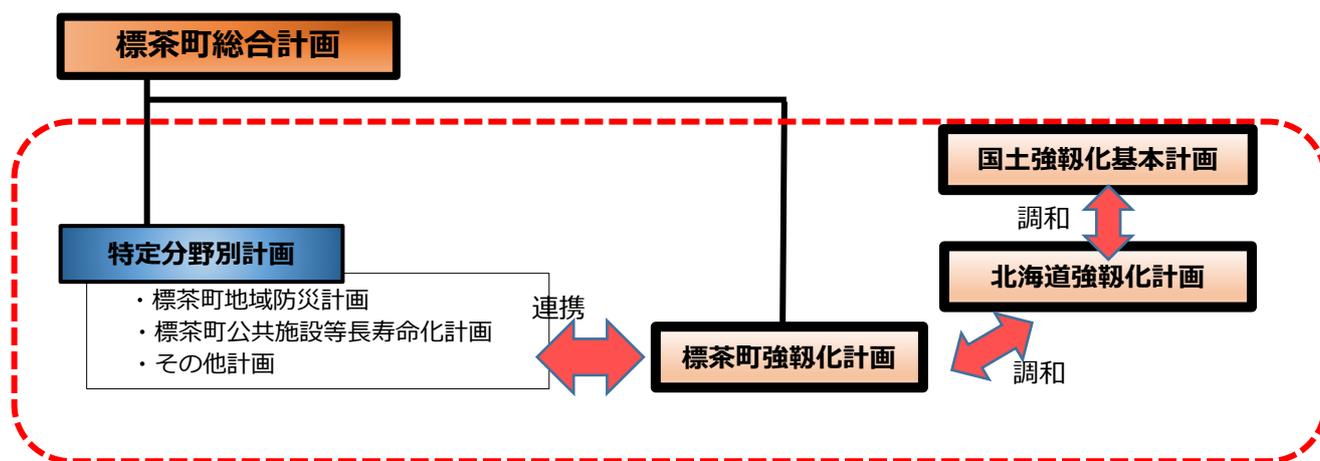
この間、標茶町においても、東日本大震災や2016年の連続台風による豪雨災害、2018年の北海道胆振東部地震、直近では2020年3月の大雨・融雪による河川氾濫等の教訓を踏まえ、「標茶町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、標茶町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、標茶町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「標茶町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、標茶町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

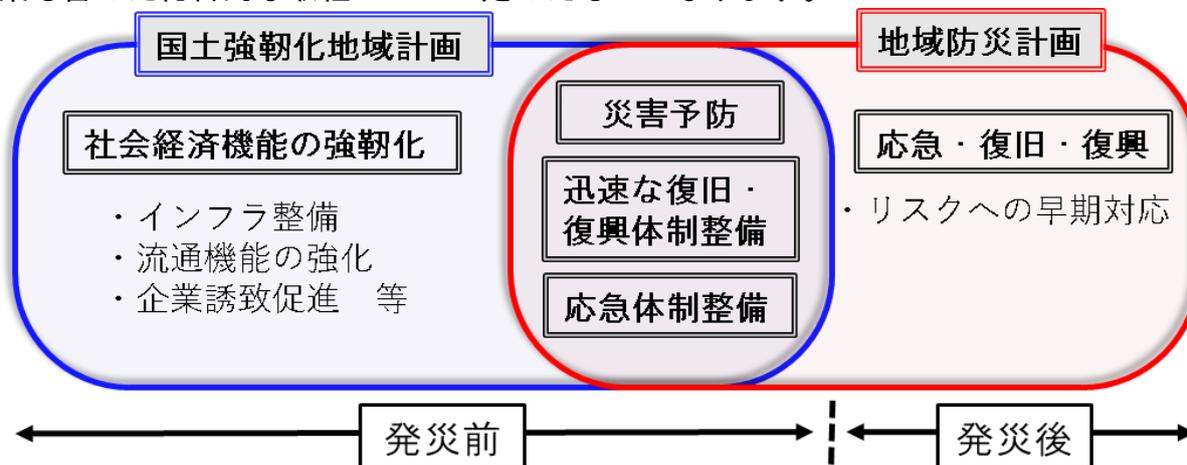


3 地域防災計画と強靱化計画

本町における災害等への取り組みを定めた計画として「標茶町地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や風水害などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたものであり、災害対策を実施する上での予防や災害発生後の応急対策や復旧等を示す計画となっています。

これに対し、国土強靱化計画は、あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組について定めたものになります。



第2章 標茶町強靱化の基本的考え方

1 標茶町強靱化の目標

標茶町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

標茶町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、標茶町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを標茶町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

標茶町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と標茶町の社会経済機能を守る
- (2) 標茶町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 標茶町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

標茶町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と標茶町の社会経済システムを守る」という観点から、標茶町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、標茶町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 標茶町における主な自然災害リスク

（１）地震・津波

- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・ 根室沖における 30 年以内に M7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度（2018 年 2 月地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 34.6m（2012 年太平洋沿岸津波浸水予測図）
- 内陸型地震（2018 年全国地震動予測地図）
 - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所
- 過去の被害状況
 - ・ 釧路沖地震（1993 年）… M7.5、最大深度 6 [釧路市]
 - ・ 十勝沖地震（2003 年）… M8.0、最大震度 6 弱、最大津波高 2.55m
死者・行方不明者 2 名
 - ・ 北海道胆振東部地震（2018 年）… M6.7、最大震度 7、死者 44 名

（２）火山噴火

- 常時観測火山（2 火山）
 - ・ 雌阿寒岳、アトサヌプリ、
 - ・ 活火山（2 火山）雄阿寒岳、摩周

（３）豪雨／暴風雨／

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生

- 特に 2016 年 8 月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（7 号・9 号・10 号・11 号）に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生（死者 4 人・行方不明者 2 人、住宅被害は、全壊 39 棟、半壊 113 棟）

（4）豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 名の死者が発生

2-2 町外における主な自然災害リスク

（1）首都直下地震

- 発生確率 …… M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

（2）南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9 クラス、30 年以内に 70～80%程度
- 被害想定 …… 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、
建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

2-3 標茶町における近年の自然災害による被害状況（平成以降）

（1）水害・風害・雪害

発生年月日	地 域	被害状況
H2. 11. 9	全 域	低気圧により道路に被害被害大
H3. 8. 21	〃	大雨により道路、上水道、町施設に被害
H3. 9. 28	桜 町	台風 19 号により公共施設に被害
H4. 8. 9	全 域	集中豪雨により農業用施設、林地に被害大
H4. 9. 11	〃	台風 17 号により道路に被害
H5. 8. 28	中チャンベツ・ オソベツ	台風 11 号により道路に被害
H10. 9. 16	全 域	台風 5 号により道路に被害
H15. 8. 10	〃	台風 10 号により道路に被害
H24. 4. 3	〃	強風による営農施設に被害
H24. 5. 18	〃	雷雨による営農施設に被害
H24. 4. 3	〃	強風による営農施設に被害
H24. 5. 18	〃	雷雨による営農施設に被害
H27. 8. 10	〃	大雨による排水路、町道に被害
H27. 10. 1	〃	暴風雨による営農施設に被害
H27. 10. 7	〃	台風 23 号による営農施設に被害
H28. 8. 17	〃	台風 7 号による営農施設に被害
H28. 8. 21	〃	台風 11 号による道路、河川に被害
H30. 3. 9	〃	大雨・融雪による道路、営農・農業用施設、家屋に被害
R2. 3. 10~11	〃	大雨・融雪による道路、家屋に被害

（2）地震

発生年月日	地 域	被害状況
H5. 1. 15	全 域	（名称：平成 5 年（1993 年）釧路沖地震 マグニチュード 7.5） 烈震により上・下水道、家屋損壊等全町的に被害大
H6. 10. 4	〃	（名称：平成 6 年（1994 年）北海道東方沖地震 マグニチュード 8.2） 上水道、道路、橋梁、家屋等に被害大
H15. 9. 26	〃	（名称：平成 15 年（2003 年）十勝沖地震 マグニチュード 8.0） 道路、農業用水道に被害大
H30. 9. 7	〃	（名称：平成 30 年（2018 年）北海道胆振東部地震 マグニチュード 6.7） 町内全戸停電、家畜等に被害大

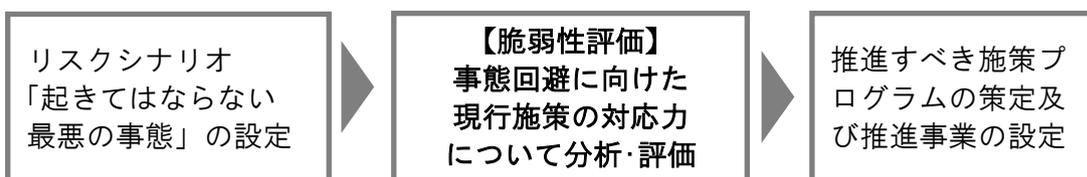
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

標茶町としても、本計画に掲げる標茶町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、標茶町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた標茶町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など標茶町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、標茶町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等を起因とする多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は全国とほぼ同じ水準であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられていることなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、ホテルや旅館等の民間の大規模建築物などに加え住宅についても、耐震診断や改修等が補助対象となっていることから、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づき必要な耐震化を進める必要がある。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、体育施設など不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上であり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策やブロック塀等の安全点検・安全対策など、耐震化を一層促進する必要がある。
- 観光施設や文化財の建築物については、耐震化が完了しているため、今後とも継続的な維持管理を行い、外国人を含む観光客に対する安全を確保する必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、各施設管理者が個別施設ごとの長寿命化計画等を策定し、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 町内の公営住宅のうち約19%は耐用年数を経過しており、計画的な建替え、取り壊し等を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。
- 災害時、支援が必要な高齢者及び障がい者等の要配慮者の迅速な避難に備え、速やかに福祉避難所を開設・運営できるよう、「福祉避難所開設・運営タイムラインプロト版」や「要配慮者等の名簿」を作成し、対応について関係職員間で情報共有や連携をしているが、避難の長期化及び新型コロナウイルス感染症等の発生など、喫緊時の対応等について不安要素があることから、体制等について整備を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 緊急救援活動等に必要な緊急輸送道路について、地域の主要道路となる地域高規格道路（釧路中標津道路、道東縦貫道路）の早期整備に向けた要望活動を国や道、他の市町村と連携を図りながら促進していく必要がある。

(その他)

- 林野火災について、入林者に起因するものが多発傾向にあり、火災の延焼により人的被害が懸念される。これらの入林者に対して森林の公益性について理解を求め、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動の取組みを推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況	97.5%
・観光施設及び文化財（建築物）の耐震化率	100%
・指定避難所の指定状況	31施設
・福祉避難所の指定状況	1施設
・地域高規格道路の早期整備に向けた要望活動	2回/年

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 本町には噴火の恐れがある活火山は存在していないが、近隣町村において活火山である雌阿寒岳や雄阿寒岳、硫黄山、摩周があり、噴火に伴う火山灰の飛散の影響を受ける可能性があるため、避難体制について整備する必要がある。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 機能の低下した治山施設や森林の整備を通じて、国土の保全、水源の涵養等の森林の有する多面的機能を持続的に発揮させ、地域の特性に応じた樹種の植栽や、適切な間伐等により根系の発達を促し、災害に強い森林づくりを進める必要がある。

【指標（現状値）】

1-3 大規模津波等を起因とする多数の死傷者の発生

【評価結果】

(受入体制等の整備)

- 太平洋沿岸部からの避難者受入に伴い、市街地への流入過多による物資等の不足、また、新型コロナウイルス感染症等潜在的罹患者からの感染拡大が懸念されることから、あらゆる状況を想定した受入体制や施設等の整備を図る必要がある。

【指標（現状値）】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 近年の台風及び降雨・融雪による釧路川の氾濫に伴う浸水被害等を踏まえ、洪水時、内水氾濫時の状況を精査し、洪水ハザードマップの精度を高めていく必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 市街地を流れる準用河川及び普通河川については、河道確保のための浚渫等を実施してきたところだが、近年発生する大雨に対し、未だ浸水被害が発生している状況であることから、災害の発生を未然に防ぐため、維持管理のほか更に進んだ治水対策が必要である。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

(ダム防災対策)

- 被災による長時間の電力供給の停止を想定した場合、代替りとなる電力源の確保が必要であり、過去に小水力発電能力を有していたシュワンベツダムの整備について、可否含め検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの策定 策定済
- ・雨水管渠の整備率 54.5%

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 暴風雪による除雪作業の行動計画により、各機関と連携した管理体制を進めてきたところだが、今後も適切な運用を図るとともに、状況に応じて見直していく必要がある。

(防雪施設の整備)

- 道路防災点検を踏まえた要対策箇所については、防雪柵の設置は完了しているが、今後は老朽化箇所の更新について検討する必要がある。

(除雪体制の確保)

- 現在は民間委託及び直営作業により除排雪作業を進めているが、民間・直営共に除雪作業に従事する技術者の確保が困難になってきており、新たな体制構築に向けて検討が必要である。

【指標（現状値）】

- ・道路防災点検における防雪に係る要対策箇所の対策実施率 100%

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係行政機関相互の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関との情報共有と住民への迅速な情報提供をしていく必要があるため、災害時における行政機関の通信回線を確保する必要がある。

(地域防災活動の推進)

- 自主防災組織の設立に取り組んでいるが、組織率はいまだ低い水準にあることから、「地域防災マスター制度」のあり方見直しなども含め、地域防災力の向上に向けた取組が必要である。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時の情報伝達を確実にするため、住民等が安全な避難行動をとれるよう、避難指示を的確に発令し伝えていく体制や設備を構築する必要がある。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害が発生した場合に自ら避難することが困難な要介護高齢者や障がい者などに対し、適切な情報提供ならびに避難行動を支援するための体制づくりを一層進める必要がある。
- 外国人に対しては多言語支援が必要となり、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルを作成していく必要がある。観光客に対しては SNS 等を利用した情報発信を行うとともに、受入場所の検討等強化していく必要がある。要介護高齢者を含めた要支援者に対しそれぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援をしていく必要がある。

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 大規模な地震や冬期間の吹雪による視界不良等の災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する必要がある。

(防災教育推進)

- 防災教育の推進に向けては、避難所運営ゲーム (Do はぐ) を活用した取組などに取り組んでいるが、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、各学校の安全計画、危機管理マニュアル等に基づいて学校教育全体を通して防災意識の向上に努めているが、「1日防災学校」等を通じ、学校・地域・自治体が一体となった連携協働による体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ一層効果的な取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・自治防災組織設置数

11 団体

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 災害時に被災地及び避難所へ円滑な物資供給を行うため、国や道からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に確認しておく必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 被害想定や冬期間による被害も想定し、最低3日間の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保など、住民が日常生活を送ることができる備蓄環境を確保する必要がある。

【指標（現状値）】

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 様々な被災状況を想定し、町防災訓練や緊急消防援助隊合同訓練へ参加しているが、訓練等で得た課題や幅広い想定を踏まえた訓練計画を作成し、今後も継続的に実施していく必要がある。
- 被災状況によっては関係機関との連携を図り迅速な対応が必要であるため、町の総合防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか防災関係機関との連携強化を推進する必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 大規模自然災害時における通信設備等の確保整備として、消防救急デジタル無線の保守及び更新の他、通信システム(専用119)の移設等、また、消防車両等や資機材の更新をしていく必要がある。

【指標（現状値）】

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難者の健康面に配慮した食事の提供(アレルギー対応も含む)や住環境(プライベート空間や新型コロナウイルス感染症等の飛沫感染リスクを回避するためのパーティションによるスペースの確保等)、トイレ環境の向上など生活環境向上のための環境整備について検討する必要がある。

(災害時拠点病院等の機能強化)

- 災害発生時には、広範囲における停電及び家屋の倒壊等により、町内唯一の病院である町立病院へ多くの被災者が来院することが予想され、停電時においても必要最低限の医療体制を保持、且つ優先的な物資等の供給機能を維持するため、自家発電設備等の整備を促進する必要がある。
- 災害による交通網の寸断等により、孤立化した場合に備え、いつでも安定的な医療提供を行うため、計画的に医療機器を更新し、医療体制の維持・充実を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 関係機関や地域との連携を図ることにより、福祉的支援を行うための体制を構築する必要があるほか、社会福祉施設等に被害があった場合の人的・物的支援を円滑に実施するための体制の充実を図る必要がある。

【指標（現状値）】

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害時の拠点となる庁舎等について、耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる安全性を確保するとともに、被災状況や行政情報等を迅速に住民に周知するため、情報設備や非常用電源設備の充実を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 災害時においても住民サービスを通常時同様に提供するためには行政機能の低下を最小限に抑える必要があり、災害対応と同時に機能回復を進めるなど、業務継続体制を整備する必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 本町の基幹システムについては、データセンターに集約し、庁舎が被災した際においても、ネットワーク環境を新たに構築することで、業務を行うことが可能となるが、業務を継続するためのマニュアルが無いため、今後IT部門における業務継続計画策定を進める必要がある。

(道内外の自治体との応援・受援体制の整備)

- あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など事前に応援体制を検討しておく必要がある。
- 災害発生時において、他の自治体及び防災関係機関に対する要請や被災市町への応援に対応するため防災訓練等を通じ体制を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・業務継続計画 未策定
- ・IT部門の業務継続計画（IT-BCP） 未策定

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本町は家畜糞尿や木材といった再生可能エネルギーとなる資源が豊富にあるが、公共施設や地域において再生可能エネルギー施設が無く、大規模災害時の代替電力の確保等に課題があるため、関係機関及び地域住民とともに、導入に向けて検討をしていく必要がある。
- バイオマス産業都市構想に基づく施設整備を予定しているが、再生可能エネルギー施設で発電した電気の売電にあたり、接続する送電網の空き容量不足により、売電の見通しがたらず計画が止まっているため、送電網の空き容量解消及び売電に依らない施設整備について、検討する必要がある。

(多様なエネルギー資源の開発・活用)

- 本町におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、水素及び地熱など可能性のある資源の開発を道と連携しながら進めるとともに、活用する導入施設や販路選定など研究する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時における住民生活の安全と円滑な防災体制を確保するため、石油供給関連事業者との協定締結など燃料の安定確保に努める必要がある。

(代用水源の確保)

- 災害発生時には、水道施設被災による水の供給停止が想定されるため、代用水源となる防災井戸の適正な管理や更新を図る必要がある。また、防災井戸がない地域に関しては、町内町外からの給水体制の整備や新たな水源の確保について検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・再生可能エネルギー施設導入数 1基（民間）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農水産業が大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本町のみならず全道の食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道内での大規模災害時においても、被災地をはじめ全道への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農水産業の体質強化)

- 現在、本町の農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、ブランド化と高付加価値化などによる販路の開拓・拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 災害時には農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても給水機能を確保するため、主要な水道施設の耐震化が進められているが、進捗途上にあり、計画的な整備を促進する必要がある。
- 更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する必要がある。

(水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図るとともに、災害対応を担う人材の育成を図る必要がある。

(下水道 BCP の見直し)

- 本町における下水道 BCP について、国の BCP マニュアルの改訂に伴う見直しを進める必要がある。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の着実な整備を行い、下水管渠等の耐震化を進める必要がある。
- 施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせない「ストックマネジメント計画」に基づき、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 農業集落排水施設については、機能診断の結果に基づきし、これに基づく計画的な老朽化対策等を実施する必要がある。
- 浄化槽について、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽設置整備事業を継続し、災害に強く復旧効率が高い合併処理浄化槽の導入を促進する必要がある。

(代用水源の確保)

- 災害発生時には、水道施設被災による水の供給停止が想定されるため、代用水源となる防災井戸の適正な管理や更新を図る必要がある。また、防災井戸がない地域に関しては、町内町外からの給水体制の整備や新たな水源の確保について検討する必要がある。

【指標（現状値）】

・主要施設耐震化率	79.0%
・アセットマネジメント管路計装更新計画	策定済
・標茶町応急給水マニュアル	策定済
・国の策定マニュアルの改定に対応した下水道 BCP	策定済
・地震対策上重要な下水道管渠の地震対策実施率	96%
・ストックマネジメント計画	策定済
・農業集落施設の機能診断実施率	100%
・生活排水処理基本計画における合併処理浄化槽普及率	8.3%

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 橋梁の老朽化対策について、標茶町橋梁個別施設計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施していく必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道橋・農道トンネルなど農道施設の点検・診断結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

(鋼網線の存続)

- 本線はJR北海道により「単独で維持すること困難な線区」として指定されているが、通学や通院、観光列車としての役割など、町内町外問わず住民生活や地域活性化に寄与する必要不可欠で非常に重要な路線であることから、線区存続に向けた取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-------------------|-----|
| ・個別施設計画に基づく橋梁の補修率 | 30% |
| ・個別施設計画に基づく舗装の補修率 | 6% |
| ・林道橋の修繕計画（1橋） | 策定済 |

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、リスク分散に適した北海道の特性を生かすとともに、企業ニーズに応じた支援の検討などオフィスや生産拠点の標茶町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。
- 災害による企業の不安や立地意欲の影響を解消するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を企業に向けて積極的に発信する必要がある。

(企業における事業継続体制の強化)

- 大雨と雪解けの重なりによる釧路川の増水に伴い、避難勧告や避難指示が出されている中、これまで以上に企業の防災・減災・事業継続するためにも、商工会と標茶町が共同で作成する「事業継続力強化支援計画」を策定する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 災害等に伴う経済環境の急変により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続き、セーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組についても推進する必要がある。

【指標（現状値）】

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(農地・森林の整備・保全)

- 本町は、総面積のおよそ54%を占める森林面積を有しており、大災害等に起因する本町の森林被害による国土の荒廃は、町全体の強靱化に影響を与える大きな問題となるため、大雨や地震等の災害に起因する土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林が持つ水源のかん養、防災、減災、地球温暖化防止などの多面的機能を発揮させることが必要であり、造林や間伐など、効果的な森林の整備・保全を推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による農地や森林等被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 民有林面積 34,654ha
- ・ 鳥獣被害防止計画に基づく鳥獣被害による農業被害額 352,399千円

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など、廃棄物処理体制の検討を行う必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要であるが、本町では、市街地及び農用地等において概ね完了しているものの、山林地帯と地権者の大半が道外在住者の分譲地が調査未実施となっている。
危険が伴う場所や地権者の所在調査等に多大な時間を要することを背景に調査が進んでいないため、新技術による調査の模索や地権者協議に係る法律の動向などを見極めながら調査再開に向けた検討を行う必要がある。

(仮設住宅等の迅速な確保)

- 災害後の復旧に係る仮設住宅用用地の確保にむけて、国の動向等を踏まえながら収用手続き等を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画 未策定
- ・ 地籍調査事業進捗率 76.82%

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 本町においては、町内土木建設業協会と災害に関する協定を締結しているが、災害の発生により行政職員等の人員が不足する場合や、技術的な対応が必要な場合など、人命救助や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 町内建設業者の高齢化は年々進んでおり、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(技術職員による応援体制)

- 大規模災害の発生時には技術職員が不足する事態が生じる恐れがあることから、他市町村への応援要請ができるような仕組みの構築が必要である。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても復旧や復興が迅速にかつ円滑になされるよう地域コミュニティの拡大や強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

第4章 標茶町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、標茶町における強靱化施策の取組方針を示す「標茶町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

標茶町総合計画に基づき、町民が安心して暮らせるまちづくりの実現を図るとともに、標茶町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、標茶町総合計画に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、32の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、標茶町が主体となって実施する事業を設定し、別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【標茶町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを（ ）書きで掲載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) 重点

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、耐震診断が義務付けられているホテルなど民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。
- 外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの継続的な維持管理を図る。

(建築物等の老朽化対策) 重点

- 標茶町公共施設等総合管理計画に基づき個別施設ごとの長寿命化計画等を策定するとともに、町有施設整備基金計画により緊急的な更新・修繕に弾力的に対応する。
- 「標茶町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替え、改修、取り壊しを実施する。

(避難場所等の指定・整備・普及啓発) 重点

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、町有施設整備基金計画により緊急的な更新・修繕に弾力的に対応する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

(防火対策・火災予防)

- 林野火災について、入林者に起因するものが多発傾向にあり、火災の延焼により人的被害が懸念される。これらの入林者に対して森林の公益性について理解を求め、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動の取組みを推進する必要がある。

《指 標》			
防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況	97.5%	➡	100%
観光施設及び文化財（建築物）の耐震化率	100%	➡	100%（維持）
指定避難所の指定状況	31 施設	➡	31 施設（維持）
福祉避難所の指定状況	1 施設	➡	1 施設（維持）
地域高規格道路の早期整備に向けた要望活動	2 回/年	➡	2 回以上/年

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等) **重点**

- 隣接する活火山において、噴火時における避難行動や自治会内組織との連携など、関係機関と連携し、警戒避難体制の整備を図る。

(治山施設等の整備、老朽化対策) **重点**

- 大雨や地震等の災害に起因する土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止するため、北海道と連携を行い、既存治山施設を適正に管理していくとともに、効果的な森林の整備・保全を推進する。

《指 標》

1-3 大規模津波等を起因とする多数の死傷者の発生

(受入体制等の整備)

- 大規模津波等の発生による町外からの避難者受入体制について、物資の不足や新型コロナウイルス感染症等の拡大など、あらゆる状況を想定し、防災計画の見直しや関係機関との連携、避難所環境等の充実を図る。

《指 標》

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成) **重点**

- 現在作成されているハザードマップについて、内容を確認し常に情報の更新を促進する。

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 個別施設計画や河川管理計画の作成し計画的な維持管理を行うとともに、町全体で取り組む内水対策と連携し、抜本的な治水対策を推進する。
- 雨水管渠未整備地区に対し道路整備と連携を取りながら雨水管渠の整備を進めていく。

(ダムの稼働)

- 長時間の電力供給停止を防ぐため、小水力発電機能を有していた既設ダムの再稼働について、道と連携し、可能性調査を促進する。

《指 標》

雨水管渠の整備率

54.5% ➡ 54.6%

洪水ハザードマップ

100% (随時更新)

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 今後も行動計画を運用していくとともに、国や北海道と連携して、リアルタイム情報の迅速な共有化を図り、住民の安全確保に努める。

(防雪施設の整備) **重点**

- 独自に施設点検を行うなど、今後の変化による新たな対策箇所を判別し、必要箇所へは計画的に事業を推進する。

(除雪体制の確保) **重点**

- 新たな体制の構築に向けて、官民連携のうえ、安定的な除雪体制確保のため総合的な対策を検討していく。

《指 標》

道路防災点検における防雪に係る要対策箇所の対策率

100% (維持)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 気象条件等に配慮し、帰宅困難者への対策の強化や停電時にも利用可能なポータブルストーブの必要台数の確保など整備を促進する。

《指 標》

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 北海道情報共有システムの効果的な運用を図るとともに、各関係機関との関係強化を促進する。また、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な整備更新、衛星携帯電話の整備を促進する。

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 住民等への災害情報等の伝達に必要な防災行政無線の更新及び町内全戸への戸別受信機の配付を促進する。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 災害発生時に避難及び支援を行うための「避難行動要支援者名簿」の作成を継続して推進するほか、町内会や関係機関、民生児童委員などにおいてもそれを活用し、災害発生時の避難が迅速かつ適切に行われるための体制の整備を促進する。
- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化していくため、観光関連施設とも連携し安全確報に向けた取組を促進する。高齢者等に対しては対象者名簿の作成や名簿を活用した取組を進め、町内会とも連携し「共助」を促進する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 災害時における帰宅困難者対策として、各関係機関と連携し、道路の通行止めや一時避難所等の開設など、最新の情報をいち早く伝達できる体制強化の取組を促進する。

(地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- 各町内会と連携し自主防災組織設立が進むよう、研修会を開催し設置に向けた整備を促進する。
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した取組を推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

《指 標》

自治防災組織設置数

11 組織 → 32 組織

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 各関係機関からの支援や民間事業者との協定による支援物資の提供など、経費負担や調達方法を確認するとともに、国の物資調達・輸送調整等支援システムを円滑に活用できるよう、職員による入力及び操作方法の習得について体制の整備を促進する。

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 最低3日間の食料や飲料水、生活必需品や非常時電源の確保が必要であり、備蓄品の保管場所も含め備蓄品の充実を図り体制の強化に向けた取組を促進する。

《指 標》

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 標茶町防災訓練の継続的な実施により、消防・警察・自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化を図る。また、緊急消防援助隊訓練を通じて、災害対応能力の向上を図る。
- 標茶町防災会議や標茶町防災訓練を通じて、各関係機関との連携を強化し、緊急時における情報共有体制の整備を促進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防救急デジタル無線の保守整備や災害通信システム(専用119)の統合促進、また、消防車両や資機材に対する計画的な更新と充実を図る。

《指 標》

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮) **重点**

- 避難者の健康面に配慮したアレルギー対応避難食の整備、パーテーションやマットの整備、新型コロナウイルス感染症等の感染リスク回避策など、避難所における生活環境向上のための資機材整備を促進する。

(被災時の保健医療支援体制の強化)

- 広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるように医療機関の自家発電設備等の整備を促進する。
- 被災による傷病者及び入院患者へ安定的に医療提供するため、医療体制の維持と計画的な医療機器の更新を図る。

(災害時における福祉的支援)

- 災害発生時には「避難行動要支援者名簿」を活用し、町内会や関係機関、民生児童委員などに必要な協力を求めるほか、社会福祉施設等との協定を締結しておくことにより人的及び物的支援などの福祉的対応の強化を促進する。

《指 標》

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害時の防災拠点となる本庁舎等の耐震対策や非常用電源設備の整備を促進する。

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 業務全体を対象とする業務継続計画の整備を促進するとともに、業務効率化の動きも促進する。
- 災害時における行政情報システムの機能維持・継続に向け「IT部門の業務継続計画(IT-BCP)」の策定を進める。

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員の派遣に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。
- 管内市町村等との応援協定内容を精査し派遣、受け入れ両方の事態においてもスムーズな応援活動ができるよう体制の強化を促進する。

《指 標》	
業務継続計画	未策定 ➡ 策定
ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）	未策定 ➡ 策定

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入） **重点**

- 再生可能エネルギー導入の必要性や導入効果等について、諸会議及び勉強会を通じて、関係機関及び地域住民との情報共有を図る。

（電気事業者等との連携） **重点**

- 電力供給不足及び売電不可の原因となっている送電網の空き容量確保や売電に依らない施設整備など、諸課題の解消に向け、関係機関への要望実施や、道との連携による技術開発などの取組みを促進する。

（多様なエネルギー資源の開発と活用）

- 各種資源の資源量や導入施設の検討など再生可能エネルギーとしての可能性を調査し、町内関係機関等と協力し、運用に向けた検討を促進する。

（石油燃料供給の確保）

- 石油供給関連事業者との協定に基づき災害時に安定的に石油燃料が確保されるよう協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

《指 標》	
再生可能エネルギー導入施設数	1基（民間） ➡ 2基（民間+公共施設含）

4-2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備） **重点**

- 平時、災害時を問わずいかなる事態においても安定した生産・供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 本町の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、ロボット、AI、IoTの活用など持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。

(道産食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることからブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

(農産物の産地備蓄の推進) **重点**

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を促進する。

《指 標》

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、アセットマネジメント及び、標茶町更新計画に基づき耐震化を促進する。
- 災害時における飲料水や生活用水確保のため、標茶町応急給水対応マニュアルを策定し、応急給水、復旧体制の強化を図る。

(下水道施設等の防災対策) **重点**

- 現在作成している下水道 BCP を国の BCP 改定に合わせ随時ブラッシュアップを行う。
- 災害時における下水道施設の機能不全に備え、管路、処理場施設ともに標茶町下水道ストックマネジメント計画等を元に計画的な改築更新並びに耐震化を進める。

(代用水源の確保)

- 代用水源となる防災井戸について、水質検査やポンプ等の定期検査を行うなど常時供給可能とするため、適正に管理を進めるとともに、防災井戸がない地域については、町内町外からの給水体制や代用水源の確保など整備を図る。

《指 標》

水道主要施設耐震化率	79% (2018) ➔ 100% (2025)
アセットマネジメント管路計装更新計画	策定済 (必要に応じ更新)
標茶町応急給水マニュアル	策定済 (必要に応じ更新)
国の策定マニュアルの改定に対応した下水道BCP	策定済 (必要に応じ更新)
地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	96% (2018) ➔ 96.1% (2021)
ストックマネジメント計画	策定済 (必要に応じ更新)
農業集落施設の機能診断実施率	100% (必要に応じ更新)
生活排水処理基本計画に係る合併浄化槽普及率 (処理人口)	8.3% (2019) ➔ 14.1%

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 標茶町橋梁個別施設計画並びに標茶町舗装個別施設計画に基づき計画的に老朽化対策推進するとともに、その他施設についても個別施設計画の策定を推進する。
- 要対策箇所について、順次、対策工事を実施しているところであり、引き続き施設点検・診断に基づき計画的な整備を行い、機能保全対策を適切に推進する。

(釧網線の存続) **重点**

- JR北海道が行う路線維持に係る経費削減はもちろん、沿線自治体等で組織する「釧網本線沿線維持活性化協議会」による利用客の呼びみや観光列車としての宣伝、また、本線が住民生活にとって無くてはならない重要な路線である実態について、継続した情報発信を行う。

《指 標》

長寿命化計画に基づく橋梁の補修率(実施率) 30% (10 橋) → 100% (33 橋)

長寿命化計画に基づく舗装の補修率(実施率)

6% 1,300m (2 路線) → 100% 21,600m (8 路線)

林道橋の修繕計画 (1 橋) 策定済 (必要に応じ更新)

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進) **重点**

- 新たに新規事業を開設する個人や法人を対象とし、開設費用の一部を助成する「標茶GOGOチャレンジショップ支援事業補助金」等の制度を積極的且つ広く情報発信を行うとともに、企業のニーズに応じた支援の検討を図る。
- 災害が発生することで生じる企業における立地に対する不安を解消し、立地意欲への影響を回避するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を企業に向けて積極的に発信する。

(企業の事業継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、商工会、町が連携して道のガイドラインを踏まえ計画の「事業継続力強化支援計画」の策定を促進する。

(被災企業等への金融支援)

- 災害等に伴う経済環境の急変により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、金融機関、商工会、町で組織する「金融連絡会議」を開催し、中小企業振興融資等の条件の見直しや新規融資制度の創設について全体で確認を行うなど、中小企業への支援を促進する。

《指 標》

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(農地・森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害に起因する土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林や間伐など、効果的な森林の整備・保全を推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による農地や森林等被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保安全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保安全管理を推進する。

《指 標》

- ・ 民有林面積 34,654 ha (維持)
- ・ 鳥獣被害防止計画に基づく鳥獣被害による農業被害額
352,399 千円 (2017) → 246,679 千円 (2022)

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理体制を構築する。

(地籍調査の実施)

- 地籍調査再開に向け、地権者の所在確定に向けた先行調査の実施や現地作業を可能な限り省略できる手法として衛星画像を用いた空中写真測量、レーザー測量技術など、情報収集を図る。

(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 用地確保のため道や他の市町村と連携し、国の制度に基づく所有者不明土地の適正な処理を促進する。

《指 標》

- 災害廃棄物処理計画 未策定 → 策定
- 地籍調査進捗率 76.82% (2018) → 100%

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の対応について、町内土木建設業協会との災害に関する協定を継続するとともに、時代に応じて内容の見直しを行い、防災訓練を通じてより一層の連携強化を図る。
- 災害時の復旧・復興及び施設の老朽化対策の着実な執行を図るため、建設業者と連携し、建設技術者の担い手確保に向けた取り組みを促進する。

(行政職員の活用促進)

- 北海道が設置する被災時の土木技術職員の応援要請に対応する連絡会議を活用するなど、応援体制の強化を図る。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、地域コミュニティ力の強化を図るべく、平時からの防災教育等を行い連携強化を促進する。

《指 標》

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年（令和3年度から令和7年度まで）とする。

また、本計画は、標茶町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、標茶町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 標茶町強靱化のための推進事業一覧

・推進事業を基に実施する町事業名を（）で記載する。

所管課	推進事業名	リスクシナリオ
総務課	・ 防災・安全交付金（住宅安全ストック事業）	1-1
	・（防災施設整備事業）	1-7
	・（標茶町防災訓練）	2-2
管理課	・（公営住宅整備基金事業）	1-1
	・ 国土調査事業補助金（地籍調査事業）	7-1
住民課	・ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）（合併処理浄化槽設置整備事業）	4-3
農林課	・ 中山間地域等直接支払交付金事業（中山間地域等直接支払交付金事業） ・ 農業次世代人材投資事業補助金（新規就農者支援事業）	4-2
	・ 農業競争力強化基盤整備事業（道営草地整備事業）	4-2
	・ 中山間地域等直接支払交付金事業（中山間地域等直接支払交付金事業） ・ 多面的機能支払交付金事業（多面的機能支払交付金事業）	6-1
	・ 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 ・ 食料産業・6次産業化交付金	4-1
	・ 林野火災予防消防事業（林野予防消防対策）	1-1
	・ 治山事業（造林事業） ・ 小規模治山事業（造林事業） ・ 特別対策事業（造林事業） ・ 地すべり調査管理（造林事業） ・ 山村防災情報共有体制整備事業（造林事業） ・ 森林整備事業（造林事業、）	1-2
	・ 森林整備事業（造林事業） ・ 治山事業（造林事業） ・ 小規模治山事業（造林事業） ・ 特別対策事業（造林事業） ・ 地すべり調査管理（造林事業） ・ 山村防災情報共有体制整備事業（造林事業） ・ 農山漁村地域整備交付金（林道橋梁点検事業） ・（林道維持補修事業）	4-4
	・ 森林・山村多面的機能発揮対策推進（造林事業） ・ 林道維持管理事業（林道維持補修事業） ・ 地域森林計画編成事業（造林事業）	6-1
	・ 鳥獣被害防止総合対策事業（有害鳥獣駆除事業） ・ エゾシカ対策推進（有害鳥獣駆除事業） ・ エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業（有害鳥獣駆除事業） ・ 捕獲従事者育成等事業（有害鳥獣駆除事業） ・ エゾシカジビエ利用拡大事業（有害鳥獣駆除事業）	6-1

所管課	推進事業名	リスクシナリオ
観光商工課	<ul style="list-style-type: none"> ・(標茶町GOGOチャレンジショップ支援事業) ・(標茶町中小企業振興融資) 	5-1
水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設等耐震化事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 (農業水路等長寿命化・防災減災事業) ・地域づくり総合交付金 (営農用水機能強化事業) ・社会資本整備交付金 (公共下水道事業) ・防災・安全交付金 (公共下水道事業) ・農業農村整備事業 	4-3
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金 (公営住宅ストック事業) ・防災・安全交付金 (公営住宅ストック事業) ・(公営住宅整備基金事業) 	1-1
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災等強化事業推進費 ・緊急浚渫推進事業債 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 	1-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金 (建設機械整備事業 (除雪)) ・社会資本整備総合交付金 (町道除雪事業) 	1-5
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金 (道路改良事業) ・道路メンテナンス事業 (道路メンテナンス事業) 橋梁補修、橋梁点検、個別施設計画策定 ・公共施設等適正管理推進事業 (公共施設等適正管理推進事業) ・(農道整備事業) 	4-4
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設環境改善交付金 (学校施設等長寿命化事業) 	1-1
病院	<ul style="list-style-type: none"> ・(医療機器等の更新) 	2-3
消防	<ul style="list-style-type: none"> ・(緊急消防援助隊合同訓練) ・(消防緊急デジタル無線保守整備) ・(災害通信システム (専用 119) 統合事業) ・(消防車両、資機材更新事業) ・(消防団整備事業) 	2-2